

**WIPO第20回商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(Standing Committee on The Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications) (以下、単に「SCT」と称する) についての報告**

平成21年3月25日  
日本商標協会 松本 尚子

WIPO国際事務局主催の第20回SCTが2008年12月1日(月)から12月5日(金)まで、スイス国ジュネーブのWIPO国際会議場において開催されました。日本商標協会からオブザーバーとして参加しましたので、以下にその内容をご報告します。

1. 出席国・出席機関・出席団体

WIPO加盟国特許庁からメンバーとして71か国の政府代表団及びEC代表、国際機関として**OAPI** (African Intellectual Property Organization)、**BOIP** (Benelux Organization for Intellectual Property)及び**WTO** (World Trade Organization)の3機関が参加した。また、オブザーバーとして、非政府機関である**AIPLA** (American Intellectual Property Law Association)、**AIM** (European Brands Association)、**ECTA** (European Communities Trade Mark Association)、**ASIPI** (Inter-American Association of Industrial Property)、**ICC** (International Chamber of Commerce)、**FICPI** (International Federation of Industrial Property Attorneys)、**INTA** (International Trademark Association)、**JTA** と**JPAA**の9団体が参加した。

日本政府代表としては、特許庁より、意匠課課長補佐／濱本文子氏、商標課／小林正和氏の2名の参加があった。また、日本弁理士会意匠委員会からは梶並順氏、日本弁理士会商標委員会からは日本商標協会との兼任にて松本尚子が参加した。

なお、本報告書3(1) Industrial Designs (意匠)の部分は日本弁理士会に梶並順氏が報告されたものを承諾のもと引用させていただいた。

2. SCTの議題について

- (1) 会議冒頭において、WIPO事務局の事務局長**Francis GURRY**氏による開会挨拶の後、議長にオーストラリア国の**Michael ARBLASTER**氏、副議長にシンガポール国の**Louis CHAN**氏及びハンガリー国の**Imre GONDA**氏、事務秘書に**Marcus HÖPPERGER**氏がそれぞれ選出された。次に、今回のSCTアジェンダおよび第19回のドラフトレポートが採択された。
- (2) 今回予定されていた議題は、①**Summary of Replies to the Questionnaire on Industrial Design Law and Practice** (意匠法及び実務に関する質問票に対する回答の要約) ②**Industrial Design Law and Practice – Analysis of WIPO Questionnaire and**

**Some Conclusions**（意匠法及び実務-WIPO質問票の分析といくつかの結論）③

**Representation of Non-Traditional Marks – Areas of Convergence**（非伝統的商標の表示方法—収束可能範囲）④**Trademark Opposition Procedures – Areas of**

**Convergence**（商標異議申立て手続き—収束可能範囲）⑤**Geographical Indications**（地理的表示）であった。しかしながら、⑤に関しては特に作業文書、議論のための提案はなかった。

### 3. 各議題と検討内容

#### **(1) Industrial Designs (意匠)**

意匠分野の手続の調和について2006年の第16回SCTにおいて提案されて以来、その前提として、各国の意匠制度を調査する作業が行われてきた。まず、制度調査のアンケートが配布され、集計したアンケート結果が第19回SCTに先だって公表された。今回の第20回SCTにおいては、アンケート結果をまとめた資料 "SCT19/6 Prov." 及びアンケートの各国回答の詳細資料 "WIPO/STrad/INF/2 Rev.1." を基にして、アンケートの質問項目の段落ごと、各国の具体的な回答内容の確認及び修正点の有無の確認が行われた。

しかしながら、各国間の収束可能な範囲を特定し、どの部分について優先的に議論を行うかについては論議が行われずに終了した。そして、議長提案として、次回の第21回SCTにおいて、収束可能な範囲を特定すること及び重点的に取り組む議題について、事務局が案を用意することで今回の会議は終了した。アンケートに対する各国からの回答の主な結果、各国のコメントは以下のものであった。

出願内容に関しては、意匠の再現物の形式としての図面の数を制限する国、地域もある。しかしながら、図面を使用する場合に、登録を受けようとする意匠の全体の外観や特徴を開示することが出願人に要求されている以上、図面の数を制限するのは適当ではないという意見（日本特許庁）、図面の数の制限を設けることは支持しないが、登録を受けようとする意匠の特徴を含まないような図面を提出することは不要であるし混乱を招くという意見があった（米国）。斜視図については、約25%程度の国が要求しているが、そのうち、79%は選択的なものであるとしている。また、断面図、詳細図については、それぞれ、69%、83%の国は提出を認めている。

写真に関しては、95%の国が白黒写真を、92%がカラー写真を受け入れている。米国から、インクでの図面によって明確に意匠が表せない場合に写真が受け入れられるとの説明があった。CAD図面を含むCGによる再現物が受け入れられるのはわずか7%の国である。破線は72%の国において、クレームされたデザインの部分ではないものを表すために用いることができる。また、意匠を構成する意匠が使用される製品の表示は、94%の国で要求される。見本の提出は1/3の国で認められていない。見本の提出を認める国においては、2次元の意匠に限定したり、大きさ、重量の制約をつけている。見本の提出を認め

る国の44%は、再現物を補完するものとして見本を認め、一方、22%は再現物を代用するものとして認めている。

複数出願、いわゆる多意匠一出願については、69%の国で認められている。そのうち、過半数で意匠数に制限を設けている。韓国から、無審査登録の対象となる分類の、ライフサイクルの短い製品の意匠に関してのみ複数出願を認めていることの説明があった。また、グレースピリオドについては、60%の国が12ヶ月であり、33%の国が6ヶ月である。

意匠出願について方式要求事項のみを遵守する国が約42%、方式及び実体的要求事項を遵守する、いわゆる審査主義国が56%である。実体審査を行うと回答した国のうち、74%は職権で審査をすると考えられ、1/3以上の国では第3者による異議申立てにより行われ、また、1/3の国では無効審判により行われる。また、意匠の登録前に実体審査が行われる国は68%であった。

公開の繰り延べを認める国は約半数であり、期間は14%が6ヶ月以下、38%が12ヶ月、残りが12ヶ月以上である。日本特許庁からは秘密意匠の説明があった。

登録意匠の保護期間は、過半数の国が最大25年であり、1/3が最大15年、12%が最大10年である。南アフリカでは、美的意匠（15年）と機能的意匠（10年）で保護期間に差をつけているとの説明があった。

官庁との通信に関して、意匠出願については1/3の国でe-filingを利用できる。e-filingを受け入れる国のうち、意匠の再現物のフォーマットとして72%がJPEGを受け入れ、28%がPDFを、22%がTIFFを受け入れている。

## **(2) Trademarks (商標)**

### **1) Representation of Non-Traditional Marks - Areas of Convergence(非伝統的商標の表示方法—収束可能範囲)**

事務局が作成した作業文書SCT/20/2に基づいて議論が進められた。SCT/20/2は、第19回会合において合意された非伝統的商標の表示・記述方法に関する収束可能範囲の補遺である。

本会合で非伝統的商標の表示・記述方法に関する収束可能範囲が第19回会合において合意され、SCT/20/2に示されたとおりであることが確認された。

また、SCT/20/2の補遺のタイトル中「非伝統的商標」の語の脚注として以下の文章を挿入することが合意された。

“The Resolution by the Diplomatic Conference Supplementary to the Singapore Treaty on the Law of Trademarks and the Regulations Thereunder refers to three-dimensional marks, hologram marks, motion marks, color marks, position marks and marks consisting of non-visible signs as ‘new types of marks’.” (商標法及びその規則に関するシンガポール条約に対する外交会議による付帯決議では、立体商標、ホログラム商標、

動作商標、色彩商標、位置商標及び視認することができない標識によって構成される商標を「新商標」としている。）

さらに、「収束可能範囲 1 立体商標」<sup>1</sup> に以下の文章からなる新しい注釈1.02が加えられることが合意された。

“In some jurisdictions, the scope of protection will be restricted to those characteristics disclosed in the original representation.”（いくつかの管轄地域では、保護の範囲がもとの表示で開示された特徴に限定される。）

## 2) Trademark Opposition Procedures - Areas of Convergence (商標異議申立て手続き－収束可能範囲)

事務局が作成した作業文書SCT/20/3に基づいて議論が進められた。SCT/20/3は、第19回会合において合意された商標異議申立て手続きに関する収束可能範囲の補遺である。

本会合で商標異議申立て手続きに関する収束可能範囲が第19回会合において合意され、SCT/20/3に示されたとおりであることが確認された。

また、注釈7.02（「収束可能範囲 7 『クーリングオフ』期間」に関する注釈）の2行目が以下のように修正されることで合意された。

“This could be considered a positive or negative feature, depending on the case and the overall design and management of each specific trademark system.”（このことは、具体的な商標制度ごとの事例、全体的な設計、管理次第で、肯定的特徴と考えることもできるし、否定的特徴と考えることもできる。）

### 修正後の注釈 7.02

7.02 Since the cooling-off period may also be extended, it could prolong opposition and therefore registration procedures. This could be considered a positive or negative feature, depending on the case and the overall design and management of each specific trademark system. There are different perceptions of the role that Offices and trademark administrations in general are expected to play. (クーリングオフ期間は延長することもできるので、それは、異議申立手続を長引かせる可能性があり、それゆえに登録手続を長引かせる可能性がある。このことは、具体的な商標制度ごとの事例、全体的な設計、管理次第で、肯定的特徴と考えることもできるし、否定的特徴と考えることもできる。官庁及び一般の商標行政が果たすと期待されている役割については、確かに様々な見解がある。)

1) および2) に関する2つの文書は、事務局によって本会合で合意されたとおり修正され、WIPO/STrad/INFの文書において公表される。

<sup>1</sup> 「(仮訳) 収束可能範囲 1 立体商標：立体商標の登録出願に関して、標章の単一図面を示した十分に明確な表示は、出願日を認めるのに十分である。にもかかわらず、官庁は、審査のために立体商標のより多くの図面や記述を要求することができる。」

### 3) 商標に関するその他の事項

① 商標分野におけるSCTの作業継続に関し、第21回会合に備えて次の2つの文書の準備を事務局に要請することが合意された。

- ・すべてのタイプの商標に関する拒絶の理由
- ・証明商標、団体商標の登録に関する技術上、手続上の側面

各加盟国は2009年2月15日までにこれら2つの作業文書に関する提案を行うよう求められた。

② 2009年の2回目の会合時に検討するため、コンセントに関する情報文書の準備を事務局に要請することが合意された。情報文書は2009年前半にSCT加盟国に宛てる簡潔な質問票によって事務局が集めた情報に基づくものとなる。

### ③ Trademarks and International Nonproprietary Names for Pharmaceutical Substances (INNs) (商標および医薬品に関する国際的一般名称) について

WIPO事務局はINNsに関する公的サーチデータベースの開発可能性を調査するためにWHO事務局とコンタクトをとっている。進展があった際にはSCTにて報告される。

### ④ Article 6ter of the Paris Convention (パリ条約第6条の3 (国の紋章等の保護)) について

ジャマイカから、パリ条約第6条の3 (1) (a) に正式国家名を追加する提案がなされた。パリ条約第6条の3の見直しについては、次回のアジェンダに含められることとなった。各加盟国は遅くとも2009年3月までに本件に関する提案を提出できる。

### 4. その他

次回、第21回SCTは2009年6月22日(月)から26日(金)に開催される予定である。

以上